

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和 6 年 6 月 4 日

全国健康保険協会徳島支部
支 部 長 中 川 智

1. 調達内容

(1) 調達件名及び数量

令和 6 年度版共通パンフレット（赤・青）の印刷・製本業務委託
6,000 部

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による

(3) 履行期限

令和 6 年 7 月 3 日

(4) 納品場所

全国健康保険協会徳島支部が指定する場所

(5) 見積競争方法

見積金額は、総価とする。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。見積金額については、業務を行うために要する一切の諸経費を含めた額とすることとし、見積者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額（税抜額）を見積書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (3) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (4) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）で資格の有効期間が「令和 04 年度から令和 06 年度まで」であり、資格の種類、等級及び営業品目が「物品の製造（その他印刷類）」で A、B、C 又は D 等級以上に格付けされ、競争参加地域が「四国」の地域について有効である競争参加資格を有するものであること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3. 見積書の提出場所等

(1) 仕様書の交付場所、見積書の提出場所及び問い合わせ先

〒770-8541

徳島市八百屋町 2-11 ニッセイ徳島ビル 7 階

全国健康保険協会徳島支部 企画総務グループ 担当：尾崎

電話 088-602-0251

(2) 見積書の提出方法、提出期限及び添付書類

提出方法 郵送または持参による

期 限 令和 6 年 6 月 18 日(火) 15 時(必着)

※郵送の場合も上記日時までに必着とする。

添付書類 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

4. その他

- (1) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会徳島支部宛て提出すること。記載漏れ及び判読できないものは無効とする。
- (2) 見積書には、本体価格の他、一切の諸経費を含めること。また、消費税額を含まない額を記載すること。
- (3) 提出した見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (4) 最低価格かつ同価格の見積書を提出したものが 2 人以上あるときは、別途電話にて連絡する全国健康保険協会徳島支部長の指定する日に全国健康保険協会徳島支部にて当該見積者にくじを引かせて落札者を決定することとする。ただし、当該見積をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない全国健康保険協会徳島支部職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 決定業者には令和 6 年 6 月 19 日（水）までに電話にて連絡することとする。
- (6) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (7) 契約保証金 免除
- (8) 請書作成の要否 要
- (9) 手続きにおける交渉の有無 無
- (10) 詳細は仕様書による。

以上公告する。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （１） 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （２） 破産者で復権を得ない者。
- （３） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （１） 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物品の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者。
- （２） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者。
- （３） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- （４） 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者。
- （５） 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
- （６） 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者。
- （７） 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

２．企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

３．第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別の定めるところによる。